

7 水管第 2974 号  
令和 8 年 2 月 25 日

水産庁長官

農林水産大臣による漁業の許可等に係る標準処理期間の基準について

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定に基づき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「施行規則」という。）及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）に基づく農林水産大臣による漁業の許可等に係る処分の標準処理期間の基準を以下の通り定める。

なお、標準処理期間は、処理に要する期間の目安を定めるものであり、期間内に処理を完結すべき義務を発生させるものではないので、念のため申し添える。

## 記

### 1 標準的な処理期間

次に掲げる法、施行規則及び許可省令に基づいて行われる農林水産大臣による漁業の許可等のための事務に係る標準的な事務処理期間（申請が水産庁に到達してから処分（決裁権者の決裁を行った日）までの間をいう。）は、30 日とする。

- (1) 法第 17 条第 1 項に基づく漁獲割当ての割合の設定の申請に対する処分
- (2) 法第 36 条第 1 項に基づく許可省令第 2 条で定める漁業（以下「大臣許可漁業」という。）を営もうとする者による許可の申請に対する処分
- (3) 法第 38 条に基づく起業の認可の申請に対する処分
- (4) 法第 47 条に基づく許可省令第 7 条で定める制限措置と異なる内容により大臣許可漁業を営もうとするときの許可の申請に対する処分
- (5) 施行規則第 10 条第 1 項に基づく漁獲割当ての割合の移転の申請に対する処分
- (6) 施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第 1 項に基づく年次漁獲割当量の移転の申請に対する処分
- (7) 許可省令第 11 条第 1 項に基づく起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁

業の方法を変更しようとするときの許可の申請に対する処分

- (8) 許可省令第 17 条第 1 項に基づく許可証の書換え交付の申請に対する処分
- (9) 許可省令第 18 条に基づく許可証の再交付の申請に対する処分
- (10) 許可省令第 45 条第 1 項に基づく基地式捕鯨業（許可省令第 2 条第 8 号に規定する基地式捕鯨業をいう。）の許可に係る船舶ごとの使用する鯨体処理場についての許可及び使用する鯨体処理場の変更についての許可の申請に対する処分
- (11) 許可省令第 47 条に基づく母船式捕鯨業（許可省令第 2 条第 9 号に規定する母船式捕鯨業をいう。以下同じ。）の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合の許可の申請に対する処分
- (12) 許可省令第 109 条に基づく鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者による許可の申請に対する処分

## 2 適用除外

- (1) 標準処理期間は、次の場合には適用しない。
  - ア 申請内容が先例の無い場合等であって、期間内に承認又は許可を行うことが困難な場合
  - イ 訴訟係属中の案件に係る場合等であって、承認又は許可に際して、特に慎重に検討する必要がある場合
  - ウ 事務手続を行うにあたり、複数の申請をまとめて処分をすることが望ましい場合
- (2) 標準処理期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。
  - ア 当該申請を補正するために要する期間
  - イ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
  - ウ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
  - エ 申請内容について関係機関との協議に要する期間
  - オ 当該申請が漁業法第 40 条第 1 項各号に掲げる場合に該当するおそれがある場合における、その審査に要する期間
  - カ 当該申請をした者又は当該申請に係る船舶について、漁業関係法令の違反をした事実が生じてから当該違反行為に対する農林水産大臣の処分が完了するまでの期間
  - キ 当該申請をした者に対し行政手続法第 13 条に基づく聴聞又は弁明の機会の付与をする必要がある場合において、当該意見陳述のための手続のために要する期間